

令和8年度 奥尻町創業・雇用拡大補助金



奥尻島での創業や雇用機会拡大の取組を応援し、持続的な居住が可能となる環境整備と産業の振興を目指す補助制度です。

【補助対象者】

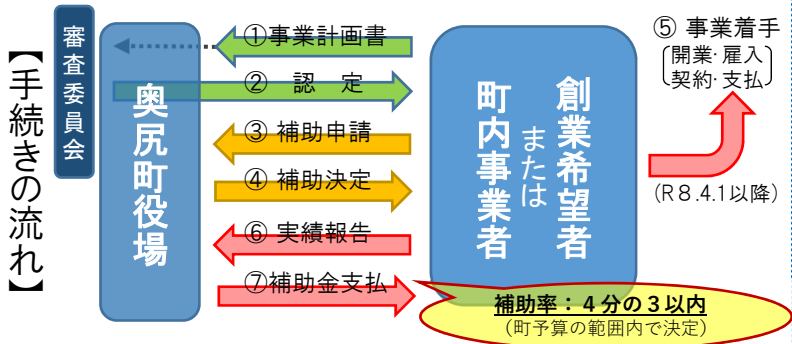
以下のいずれかに該当する法人又は個人



- ① 島内でこれから**創業を希望する方**
(※ 交付決定前に法人登記又は税務署へ開業届を提出した方は、①に該当しないのでご注意ください。)
(※ 個人事業主の場合は、既存の事業の引き継ぎ(事業承継)も対象となります。)
- ② 島内で既に事業を営み、従業員を**新規雇用**して**事業拡大する方**
- ③ 奥尻島の特産品の販売などを行うために**島外で創業を希望する方**で、
島内の事業者の売上・収益性の向上と**新規雇用**の拡大に繋がる事業・取組みを行う方

なお、上記②・③の「**新規雇用**」では、次の条件を全て満たすことが必要です。

- (1) 週20時間以上の常用雇用者を新たに1名以上雇い入れること
(※ いわゆる「雇い替え」は認められません。) (※ ハローワーク江差への雇用保険手続きが必要です。)
- (2) 期間を定めず雇用する、または1か月を超える期間を定めて雇用すること
(※ 季節要因等による閉業期間がある場合は、継続的な雇用期間から除くことができます。)
- (3) 町から補助金の交付決定の通知を受けた後に雇用すること
(※ 交付決定前の雇い入れは、新規雇用には該当しないので、ご注意ください。)
- (4) 補助対象事業の終了後(次年度以降)も継続して雇用すること



【公募期間】
令和7年10/6(月)～12/24(水)

【制度に関するお問い合わせ】
この補助金制度をご利用するには、事業計画書の作成やご準備いただく関係書類があります。お電話や役場窓口でもご相談やご説明に対応いたしますので、事前にご連絡ください。
ご連絡先
産業振興課商工観光係 (電話：01397-2-3406)

【補助対象経費】 (注:消費税が含まれる経費は、税抜価格が補助対象経費となります。)

- 1 事業用の機械、装置、器具などの**設備購入費・レンタル費**
(※ 単なる設備の老朽更新、土地・建物の取得、自家用車など汎用性の高いものは補助対象外です。)
- 2 事業所や事務所の**改修費、賃料・テナント料、島外からの移転費用**
(※ 事業用以外の住宅部分等は補助対象外です。事業用途部分を明確に区別する必要があります。)
- 3 Webページ、パンフレット、DM等の製作・郵送や島外プロモーションなど**広告宣伝費**
- 4 商品・サービス開発のための試作品製作、外注費、専門家への謝金など**研究開発費**
- 5 上記の雇用条件で「**新規雇用**」する方の**人件費(給与、賃金)**
(※ 補助対象は、常勤雇用は月額35万円、非常勤雇用は月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円が上限。)
- 6 補助対象事業を行うために必要不可欠な**従業員の資格取得・教育訓練経費**
注) 同じ経費でも、事業の内容等によって、補助対象となる場合、ならない場合がございますので、詳しくは下記の担当窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先：奥尻町役場 産業振興課 商工観光係 (電話：01397-2-3406)